

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例制定について

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和6年12月3日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年周南市条例第
14号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項及び第20条の2第1項中「1週間の勤務時間がフルタイム会計年度任
用職員の4分の3以上の勤務時間があるパートタイム会計年度任用職員」を「1週間
の勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第20条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上で、基準日において、<u>1週間の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の4分の3以上の勤務時間があるパートタイム会計年度任用職員</u>について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間」とあるのは「基準日以前6か月以内の期間における別に規則で定めるその者の在職期間」と、「当該各号に定める割合を乗じて得た額」とあるのは「当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。 2 (略)	(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第20条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上で、基準日において、<u>1週間の勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員</u>について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間」とあるのは「基準日以前6か月以内の期間における別に規則で定めるその者の在職期間」と、「当該各号に定める割合を乗じて得た額」とあるのは「当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。 2 (略)
(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第20条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上で、基準日において、<u>1週間の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の4分の3以上の勤務時間があるパートタイム会計年度任用職員</u>について準用する。 2・3 (略)	(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第20条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上で、基準日において、<u>1週間の勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員</u>について準用する。 2・3 (略)